

# 施設 の 概要

(家原遺跡公園)

令和8年5月

兵庫県宍粟市教育委員会

# 目 次

## I. 施設の概要

1. 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## II. 施設の休館日・開館時間

1. 休館日・開館時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## III. 利用者人数及び自主事業の状況

1. 利用者人数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 自主事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## IV. 修繕の実績

1. 修繕の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## V. 公園西側駐車場トイレ改築事業（市施行）

1. トイレ改築工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## I. 施設の概要

### 家原遺跡公園

#### 1. 施設の概要

指定管理業務仕様書（家原遺跡公園）記載の通り

- \* 芝生広場は指定緊急避難場所（災害時における一時的な緊急避難場所）とヘリコプター臨時離着陸場適地（救急や救助・消火活動のためにヘリコプターが離着陸することがあります）に指定されています。

## II. 施設の休館日・開館時間

指定管理業務仕様書（家原遺跡公園）記載の通り

## III. 利用者人数及び自主事業の状況

#### 1. 利用者人数の状況

- ① 過去2年間（令和6年度・令和7年度）の利用者人数は次のとおりです。

単位：人

使用区分	R 6 利用者人数	R 7 利用者人数
竹わら工房	48	0
木の工房	88	93
土の工房	243	196

※ 工房見学者はカウントしていない

#### 2. 自主事業の状況

現在自主事業は実施しておりません。

※ 自主事業については、指定管理業務仕様書「IV. 管理運営に関する業務 1.（4）自主事業について」のとおりとしますが、指定管理者が管理する施設を活用して行う自主事業については次の全ての項目に適合することを条件に、自主事業の実施を宍粟市が承認するものとする。

- 1 事業目的が、施設の設置内容に照らして適切であること。
- 2 事業日程が、一般利用者の施設利用を妨害しない範囲であること。
- 3 対象者の設定に公平性な整合性が認められること。
- 4 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること。
- 5 事業内容が公序良俗に反しないものであること。
- 6 施設機能に損失又は低下が見込まれないものであること。
- 7 地域に著しく迷惑をおよぼさないものであること。
- 8 その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること。

#### IV. 修繕の実績

##### 1. 修繕の実績

令和6年度・令和7年度の主な修繕実績は次のとおりです。

単位:円

年度	修繕の内容	修繕料
6	なし(市)	0
	令和6年度(市) 合計	0
6	竹わら工房扉修繕(指定管理業者)	99,000
6	木の工房バンドソーブレーキ部等修繕(指定管理業者)	28,446
	令和6年度(指定管理業者) 合計	127,446
7	公園散水スプリンクラー噴霧部修繕(市)	123,200
7	公園工房トイレ漏水修繕(市)	140,250
7	公園竪穴住居茅葺修繕(市)	440,184
7	公園石垣修繕(市)	16,632
	令和7年度(市) 合計	720,266
7	なし(指定管理業者)	0
	令和7年度(指定管理業者) 合計	0

#### V. 公園西側駐車場トイレ改築事業の予定(市施行)

1. 施行者 宍粟市
2. 施工年度 令和8年度
3. 事業の目的 公園西側駐車場トイレ(H9建築)が老朽化しているため、多目的機能を有したトイレに建て替える。現行トイレは建て替え後撤去。
4. 規模等(予定) 男性用:大便器洋式2、小便器2。女性用:大便器様式3。多目的機能:車いす対応便器1ほかオストメイト・ベビーシート・チェア